

グループホーム ふるる

介護予防認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

社会福祉法人 幸和会

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸和会
(2) 法人所在地 〒561-0813 豊中市小曾根4丁目5番1号
(3) 電話番号 06-6336-8850
(4) 代表者氏名 理事長 福本 育馬
(5) 設立年月日 平成16年 3月 3日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
(平成23年9月1日指定)
- (2) 事業所の名称 グループホームふるる
- (3) 事業所の所在地 〒561-0817 豊中市浜3丁目8番4号
- (4) 電話番号 06-6336-8865
- (5) FAX番号 06-6336-8867
- (6) 管理者 山脇 加奈
- (7) 事業所の目的 グループホームは、介護保険法令等に従い、入居者様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者様に、日常生活を営むために必要な居室および共用設備等を利用いただき、グループホームサービスを提供します。
- (8) 事業所の運営方針 当事業所は、入居者様一人ひとりの意思および個性と主体性を尊重し、常に入居者様の立場にたち、快適な生活環境と専門スタッフの適切な介護によって、入居者様の皆様に信頼され喜ばれるサービスの提供に努力致します。また、入居者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (9) 開設年月 平成23年9月1日
- (10) 入居定員 18名 ユニット数：2
ユニット定員：Eユニット 9名
Fユニット 9名

3. 事業所の概要

当事業所はユニット型グループホームであり、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットの入居者様が相互に社会関係を築き、自律的日常生活を保障する。居室は全て個室で、小人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室を備え、一体的に構成される場所を提供します。

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	18室	各室に洗面所、収納家具を設置しています
共同生活室	2ヶ所	ユニット毎に、居間、食堂、台所を設置して

		います
浴室	2室	個浴、機械浴を設置しています。
トイレ	6室	ユニット毎に、3か所設置しています。

※上記は、グループホームに必置が義務づけられている居室・設備です。

- ☆ 居室は原則として入居者様の心身の状況、空室等を勘案して、事業所側で決定いたします。入居者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により、事業所でその可否を決定いたします。また、入居者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者様や家族等と協議の上、決定するものとしします。

<事業所利用に当たっての留意事項>

- (1) 事業所内禁煙のため、喫煙は原則として禁止とします。
- (2) 火気の取り扱いは、防火管理上、使用を禁止します。
- (3) ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止とします。
- (4) 設備及び備品の利用は、本来の使用方法に従って利用して下さい。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、収納スペースに限りがあるため、記名の上、必要最小数として下さい。
- (6) 入居者様の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うことを禁止します。
- (7) 外出及び外泊される場合は、予定される前日までに所定用紙にて届け出て下さい。

4. 職員の配置状況

当事業所では、入居者に対してグループホームサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況 令和7年7月1日現在

管理者 1名 (常勤1名)

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行います。

計画作成担当者 2名 (非常勤2名)

(内、介護支援専門員1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連絡及び調整を行います。

介護従業者 13名 (常勤9名 非常勤4名)

日中は入居者に対して常勤3名、夜間は、各ユニットに1名配置しています。

看護従事者 1名 (非常勤1名)

ただし、業務の状況により、変更することができるものとしします。

・車椅子をご利用の方や寝たきりの症状の方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

・排泄の自立を促すため、入居者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

・入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

・協力医療機関が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 相談援助

・入居者様及びその家族への相談援助を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)

<サービスの概要>

① 食材料の提供

入居者様に提供する食材料費

料金：1日あたり 1,600円をいただきます。

キャンセルは前日の18時までとしています。18時以降にキャンセルの場合は、1,600円をお支払い頂くこととなります。

② 特別な食事 (酒を含みます)

入居者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 居室の提供

利用料金：1日あたり 2,650円をいただきます。

④ 管理費：月額22,000円(消費税込み)

共用部分も含めた水道、光熱費、消耗備品費、建物設備の保守点検費、警備費等の費用

⑤ 理容・美容(ご希望により、月1回、理容・美容師の出張によるサービスをご利用いただけます)。

利用料金：カット1,500円、顔そり600円、カット・顔そり2,000円

⑥ 《立替金制度》200円

嗜好品や日常生活用品の買い物などに現金が必要な場合、希望により事業所の立替金制度を利用することが可能です。月額200円必要ですが、管理費に含めるものとします。なお、立替金制度を利用しない場合は、管理費よりその分を引いて請求いたします。

《その他、お預かりするもの》

○ 健康保険証及び介護保険証は、事務所にてお預かりします。その際、預り証を発行いたします。

⑦ レクリエーション、クラブ活動

入居者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動等の教養・娯楽活動に参加していただくことができます。

利用料金：要した費用の実費

i) 主なレクリエーション行事予定

音楽鑑賞会、芸術鑑賞会 ショッピング、リラクゼーション・・・等

ii) クラブ活動

書道、お花、手芸、歌、囲碁、将棋・・・等

⑧ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で入居者様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費ご負担いただきます。

⑨ おむつ代は実費となります。

⑩ 健康管理に係る費用

健康管理にかかる材料は実費をご負担いただく場合があります。

インフルエンザ予防接種に係る費用は実費をご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

<サービス利用料金（30日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金の1割または2割又は3割の金額（自己負担額）と食材料費、家賃、管理費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります。また加算費用が別途発生します）

内訳	要支援2
介護保険1割負担	23,684(1割) 47,367円(2割) 71,051(3割)
食費(1,600円×30日)	48,000
家賃(2,650円×30日)	79,500
管理費(消費税込み)	22,000

地域区分(10.54)を含みます。その他、以下の加算が加算されます。また、入院時加算(246単位/1日あたり 6日間まで)が適用されます。

・初期加算 31円 (1日あたり)

登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として31円/1日 加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に加算分の利用者負担があります。

・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

介護職員の賃金改善に充てることを目的としています。

1月あたりの総単位数の17.8%分が該当します。

・科学的介護推進体制加算

入居者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、入居者様ごとの情報その他のサービスを適切、かつ有効に提供するために必要な情報の活用となります。1か月ごとに40単位の利用者負担があります。

・サービス提供体制加算（Ⅲ）

常勤の職員を75%以上配置することにより、1日6単位の利用者負担があります。

・栄養管理体制加算

管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行います。

1か月ごとに30単位の利用者負担があります。

※ 入居者様が入院又は外泊中についても、上記の家賃、管理費をご負担いただきます。

※ 介護保険2割負担、3割負担の場合は、加算の負担額はおよそ、それぞれ2倍、3倍になります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更します。（契約書第7条参照）

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに お支払い下さい。お支払いの方法は、ご入居の際手続きしていただくご入居者様名義の口座からの自動引き落としとなります。なお、引き落としにかかる手数料は、事業所の負担とします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、入居日数に基づいて計算した金額とします。領収書は、請求書と共に発行いたします。

6. 緊急時等における対応及び入所中の医療の提供について

サービス提供を行っている際に入居者様の病状の急変が生じた場合は、主治医や協力医療機関等へ連絡及び必要な処置を講じます。医療を必要とする場合は、入居者様の希望により、下記協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人ダイワ会 大和病院
所在地	大阪府吹田市垂水町3丁目22番1号 06-6380-1981
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科
医療機関の名称	谷野医院
所在地	大阪府豊中市曾根西町3丁目7番8号 06-6852-1271
診療科	内科

医療機関の名称	医療法人社団青州会 アイワ病院
所在地	兵庫県尼崎市東園田町4丁目101番地4 06-6499-0888
診療科	内科、外科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器外科

医療機関の名称	医療法人桜希会 介護老人保健施設 東雄苑豊南
所在地	豊中市豊南町西3丁目11番15号 06-4867-2195
備考	次の受け入れ先のひとつとして契約解除者の受け入れに協力

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 五條歯科医院
所在地	豊中市庄内東町2丁目1番6号 三和ビル3F TEL: 06-6331-0158

7. 非常時の対応、高齢者虐待防止、身体的拘束等について

○非常災害対策について

非常災害対策等のための取り組み	<p>事業所は災害対策に関する防火管理者を置き、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制を整備します。また、年2回の防災訓練(夜間想定訓練を含む)を行い、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。</p> <p>次のとおり設備、備品を備え付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備スプリンクラー ・消火器 ・消火栓
-----------------	--

○高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、入居者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。 ・入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 ・虐待を防止するための指針の整備を行います。 ・虐待を防止するために定期的な研修を実施します。 ・虐待を防止するために担当者の設置を行います。 ・担当は管理者とします。
------------------	---

○身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件を満たす状態であるか「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ただちに身体拘束を実施しないと当該入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。 ・身体拘束を行う以外に代替する介護、看護方法がないこと。
家族への説明	可能な限りは事前に入居者様の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記委員会議事録、入居者様の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、上記委員会検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応を検討します。

8. 事業所を退去していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者様に退去していただくこととなります。（契約書第14条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定により入居者様の心身の状況が自立と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、入居者様に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ 入居者様からの退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥ 事業者から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) 入居者様からの退去の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、入居者様から当事業所の退去を申し出ることができます。

その場合には、退去を希望する日の2週間前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し事業所を退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者様が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるグループホームサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者様の身体・財物信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者様が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退去していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

次頁の事項に該当する場合には、当事業所から退去していただくことがあります。

- ① 入居者様が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、文書により利用料の支払い催告にもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いが無かった場合
- ③ 入居者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうことなどによって、サービスの提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者様が連続して概ね3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者様が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

9. 入居者様が病院等に入院された場合（契約書第19条参照）

当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

3ヶ月以内の入院

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後、そのまま入居することができます。但し、入院中の家賃2,650円（1日）及び管理費22,000円（月）はかかります。

10. 代理人（残置物引取人）

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者様の所持品等（残置物）を入居者様自身が引き取れない場合に備えて、代理人（残置物引取人）を定めていただき

ます。(契約書第21条参照)

当事業所は、代理人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入居者様又は代理者にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に代理人(残置物引取人)が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

1.1. 事故発生時の対応について

- ① 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事故報告書により報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。
 - (4) 安全対策担当者を定めます。安全対策担当者は管理者とします。
- ② 事業所は、入居者様に対するグループホームサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者様の家族様に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を事故報告書に記録します。
- ④ 事業所は、入居者様に対するグループホームサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

1.2. 衛生管理等

- ① 入居者様の使用する事業所、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる処置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね2か月に1回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
 - (4) (1) から(3)までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1.3. 個人情報の保護

事業所は、入居者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの

ためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業者が得た入居者様の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者様又はその代理人の了解を得ることにします。

1 4. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た入居者様又はその家族の秘密を保持します。

従業者であった者に、業務上知り得た入居者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 5. 運営推進会議の設置

当事業所では、グループホームサービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けするため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：入居者代表、地域住民の代表者、グループホームサービスについて知見を有する者、当事業所管理者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1 6. 身体拘束廃止委員会の設置

身体的拘束を適正化することを目的として、身体拘束廃止委員会を設置しています。身体拘束廃止委員会は3ヶ月に1回開催し、次のことを検討します。

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し。
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認。
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 教育研修の企画・実施。
- (5) 日常的ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討。

1 7. 入居者様の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための生産性向上委員会を定期的に開催します。

1 8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 清家 研一

苦情受付担当者 山脇 加奈

第三者委員 下井戸 ゆり、北原 武央

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

※ 入居者様やご家族の苦情やご希望に迅速適切に対応いたします。

ご不明な点もお気軽にお問い合わせください。

②行政機関その他苦情受付機関

豊中市健康福祉部 高齢施策課	所在地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146 受付時間: 8:45~17:15 (月曜日~金曜日)
『話して安心、 困りごと相談』	所在地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 : 06-6858-2815 FAX : 06-6854-4344 受付時間: 9:00~17:15 (月曜日~金曜日)
大阪府国民健康 保険団体連合会	所在地 : 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 (中央大通 FN ビル内) 電 話 : 06-6949-5418 受付時間: 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)

19. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入所者様に対するグループホームサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. サービス提供の記録

- ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 入居者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

21. 第三者評価の実施状況について

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 実施の有無 | 有 |
| (2) 実施した直近の年月日 | 令和7年1月21日 |
| (3) 実施した評価機関の名称 | 特定非営利活動法人 カロア |
| (4) 評価結果の開示状況 | ① ホームページ
② WAM NET
③ 市への提出 |

グループホームサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホームふるる

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

入居者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

続柄 ()